

国語

1. 監督者の指示があるまで開かないでください。
2. 試験開始後、解答用紙に受験番号・氏名を忘れないで記入してください。
3. 試験開始後、問題冊子に落丁や乱丁がないか確認し、落丁・乱丁があった場合は挙手してください。
4. 解答は解答用紙に記入してください。
5. 解答用紙は科目の試験終了後回収します。
6. 問題冊子は科目の試験終了後、持ち帰って結構です。

問題 次の文章は、「当事者主権」について書かれた著書の序文である。文章を読んで後の問に答えなさい。

当事者とはだれか？ 当事者主権とは何か？

ニーズを持ったとき、人はだれでも当事者になる。ニーズを満たすのがサービスなら、当事者とはサービスのエンドユーザーのことである。だからニーズに応じて、人はだれでも当事者になる可能性を持っている。

当事者とは、「問題をかかえた人々」と同義ではない。問題を生み出す社会に適応してしまつては、ニーズは発生しない。ニーズ（必要）とは、欠乏や不足という意味から来ている。私の現在の状態を、こうあつてほしい状態に対する不足ととらえて、そうではない新しい現実をつくりだそうとする構想を持ったときに、はじめて自分のニーズとは何かがわかり、人は当事者になる。ニーズはあるのではなく、つくられる。ニーズをつくるというのは、^アもうひとつの社会を構想することである。

ところで「当事者主権」とは、聞き慣れないことだろう。このところ、当事者主義とか当事者本位という言い方が登場しているが、そういう標語が向かおうとしている方向と、本書は志を共にしている。だが、ここであえて、耳慣れない「当事者主権」ということばを打ち出したのも、当事者主義では、いろいろある主義主張のひとつ、それもかたよつた少数派の意見ととられがちだし、また当事者本位という言い方では、またしても「あなたがほんとうに必要なものを私たちが提供してあげましょう」というパターンリズム（温情的庇護主義）にからめとられてしまふ危険性があるからだ。

当事者主権は、何よりも人格の**そんげん**にもとづいている。主権とは自分の身体と精神に対する誰からも侵されない自己統治権、すなわち自己決定権をさす。私のこの権利は、誰にも譲ることができないし、誰からも侵されない、とする立場が「当事者主権」である。

主権ということばは、これまで国家という統治の単位について使われてきた。中世までは王や君主が領土と領民を自由に処分する君主主権を持っていた。近代になってからは、国民国家が領土と国民に対する国家主権を行使してきた。私たちの生命と財産を守るはずの人為的な共同体である国家が、逆に主権を行使して、私たちを兵士に仕立て上げて戦場に駆り立てるなどという、^ハほんまつてんとうの事態も起きた。

当事者主権とは、私が私の主権者である、私以外のだれも——国家も、家族も、専門家も——私がだれであるか、私のニーズが何であるかを代わって決めることを許さない、という立場の表明である。

こんなことをわざわざ言わなければならないのも、これまで当事者の権利が奪われてきたからである。

当事者主権の要求、「私のことは私が決める」というもつとも基本的なことを、社会的な弱者と言われる人々は奪われてきた。それらの人々とは、女性、高齢者、障害者、子ども、性的少数者、患者、精神障害者、不登校者、などなどの人々である。^イこの社会のしくみにうまく適応できないために「問

題がある」と考えられ、その処遇を自分以外の人々によって決められてきた人々が、声をあげ始めた。

介護保険を例にとつてみよう。これまでお世話を受ける立場だった高齢者が、介護サービスの利用者となり、介護は、「恩恵から権利へ」、「措置から契約へ」と大きく変化した。どんなサービスを、いつ、どれだけ受けるかは、利用者本人が、決定することができる。他人の助けを得なければ生活できない人でも、自分のニーズを自分で決定することができ、また当然の権利として、サービスを利用できるようになった。この **A** 変化の背後には、当事者主権の考え方がある。

介護保険の当事者とは、要介護者本人である。ニーズを持った要介護者が利用者であり、サービスの受益者である。だが当事者は、たんなる利用者、消費者ではない。

私たちがあえて、当事者主権ということばを選ぶのは、何よりも受け身の「お客様」扱いに対する抵抗からである。サービスの主人公は、それを提供する側ではなく、それを受けとる側にある、という考え方は、生産優位から消費優位への市場の構造の転換と対応しているが、同時に、「利用者本位」、「お客様本位」というフレーズが、「お客様」のどのような無理難題にも応じなさいという、サービス労働者の搾取に結びついてきたことも、考慮しなければならぬ。当事者主権とは、サービスという資源をめぐって、受け手と送り手のあいだの新しい相互関係を切りひらく概念でもある。

私たちがこの本で言う「当事者主権」の考え方を、^ロせんめいにうちだしたのが、障害者自立生活運動であった。この本は、その運動の達成から生まれている。

二〇〇三年四月から障害者に対して支援費制度が導入された。支援費制度は介護保険制度のあとに成立したが、利用者の自己決定によるサービス利用制度という介護保険の基礎理念にあたる考え方の^ハさがけをつくつたのは、じつは自立生活運動であった。

支援費制度の考え方は介護保険と同じく、必要なサービスの内容を利用者が自己決定するという考え方にもとづいている。目的は障害者の自立支援である。二四時間介助を要する障害者が「自立生活」を送る、という考え方は、「自立」をめぐるパラダイム転換によつてもたらされた。「パラダイム」とは、世界観の枠組み、ものの見方の基本をさす。（中略）

障害者の自立とは何か。二四時間介助を受けても、自立していると言えるのか？

自立生活運動が生んだ「自立」の概念は、それまでの近代個人主義的な「自立」の考え方——だれにも迷惑をかけずに、ひとりて生きていくこと——に、大きなパラダイム転換をもたらした。

ふつう私たちは「自立」というと、他人の世話にならずに単独で生きていくことを想定する。だがそのような自立は **B** にすぎない。どの人も自分以外の他人によつてニーズを満たしてもらわなければ、生きていくことができない。社会は自立した個人の集まりから成り立っているように見え

て、その実、相互依存する人々の集まりから成り立っている。人生の最初も、最期にも、人と人が支え合い、お互いに必要を満たしあって生きるのはあたりまえのことであり、だれから助けを受けたからといって、そのことで自分の主権を侵される理由にはならない。

人々が相互依存して生きている社会で、他人の助けを得ないことが、なぜ理想とされるのか。だれからも助けを得ない人は、豊かな人生を送っているとはいえない。障害を持った人が、必要な助けを必要だけ得られる社会は、どんな人も安心して生きていける社会だ。それは、障害の有無にかかわらず、私が私の人生の主人公であることを貫くためである。障害者運動から生まれた「自立」の概念は、非障害者を標準にできあがった、それまでの「自立」観を、大きく変えた。

介護保険は成立三年後の見直しの過程で、初めは家事援助と呼ばれたサービスを、生活支援と呼びかえるようになった。介護保険の在宅支援の目的は、要介護の高齢者に、住み慣れた自分の家での自立生活をサポートすることである。「自分のニーズは自分で決める」ことができているかぎり、そのニーズを満たすために他人の助けを借りなければならないからといって、「自立」していいとは言えない。

高齢者に限らず、だれでもニーズを他人に満たしてもらいながら自立生活を送っている。そう考えれば、高齢の要介護者や障害者の「自立生活」は、ちっともふしぎなものではない。最期まで自立して生きる。そのために他人の手を借りる。それが恥ではなく権利である社会をつくるために、障害者の当事者団体が果たしてきた役割は大きい。

私たちは当事者を「ニーズを持った人々」と定義し、「問題をかかえた人々」とは呼ばなかった。というのも何が「問題」になるかは、社会のあり方によって変わるからである。

誰でもはじめから「当事者である」わけではない。この世の中では、現在の社会のしくみに合わないために「問題をかかえた」人々が、「当事者になる」。社会のしくみやルールが変われば、いま問題であることも問題でなくなる可能性があるから、問題は「ある」のではなく、「つくられる」。そう考えると、「問題をかかえた」人々とは、「問題をかかえさせられた」人々である、と言いかえてもよい。

例をあげて考えてみよう。脊椎損傷で下半身不随になり、移動のために車椅子を使っている人がいるとしよう。私たちの社会はこの人を、中途障害者と呼び、障害者手帳をこうふするが、もしありとあらゆる交通機関にエレベーターのアクセスがあり、街のなかに段差がなければ、この人は移動に何の「障害」も感じないに違いない。すわったままふつうに仕事ができ、食事もレジャーも楽しめ、そのうえ車椅子サッカーやダイビングなどのスポーツを楽しむことだってできる。

車椅子の人がハンディを感じずにすむような都市や、建築のあり方をユニバーサル・デザインと呼び、この考え方がようやく拡がってきた。デザインとは「設計」や「計画」のことでもあるから、社会の設計をユニバーサル・デザインでおこなえば、多くの「障害」を「障害」でなくすることは可能で

ある。私たちは社会の設計を変えるだけで、「障害者」を減らすことができる。

それなら「障害者」に「問題」や「障害」を抱えこませた原因は、社会のしくみの側にあるのだから、それを補填する責任が社会の側にあつて当然だろう。そのように社会の設計を変えろということは、「障害」を持った（持たされた）人がハンディを感じずにすむだけでなく、障害のない（と見なされる）人々にとつても、住みやすい社会となるはずだ。

「女性問題」と呼ばれることがらを考えてみてもよい。「職業と家庭の両立」は、いつも女性にとって「問題」だ、と言われつづけてきたが、前近代までは、農家の主婦にとつて「職業と家庭の両立」は問題にならなかったのだから、それは「職業と家庭の両立」がむずかしいような社会のしくみを造りあげてしまったことが原因である。しかも、それが「女の問題」であつて、「男の問題」にならないのは、男がその「問題」を女にしわよせしてきたからである。女性解放運動は、それに対して、「問題」は女の側ではなく、社会の側にある、とパラダイム転換をおこなった。そのことで、みずから、社会の「お客様」ではなく、主人公、つまり「当事者」になったのである。

「職業と家庭の両立はむずかしい」と言う代わりに、「どのような条件のもとで、だれにとつて、職業と家庭の両立はむずかしいのか」と、問いを立て替えてみよう。同じことをうらがえて、「どのような条件のもとでなら、女性にとつても男性にとつても、育児が職業継続の障害とならないですむか」と、問いを立てることもできる。そうすることによって、社会の設計のうえで「ユニバーサル・デザイン」を構想することができるだろう。そういう社会は、男にとつても、女にとつても、ひとり親にとつても、子育てがハンディにならずにすむ社会のはずだ。

当事者主権は、こういうパラダイム転換からもたらされた。この社会で、「お客様」であり、「やっかい者」であり、「お荷物」であるとは、どういうことだろう。超高齢化社会のなかで、だれもがいつかは「障害者」となり、ハンディを抱えこむことが予想されるとき、²人生のうちで依存する者もおらず、人に依存する必要もない一時期にだけ合わせてつくられた社会のしくみを、根本的に考え直す時機が来ている。

問一 傍線部 a～g の平仮名を漢字に直しなさい。漢字の送り仮名は平仮名で書くこと。

問二 文中の

A

B

 に入る最も適当な言葉を、次の中からそれぞれ一つ選び、番号を書きなさい。

- | |
|---|
| A |
|---|
- | |
|---|
| B |
|---|
- ① 突発的な

② 継続的な

③ 象徴的な

④ 画期的な
- ① 矛盾

② 幻想

③ 言い訳

④ 虚偽

問三 傍線部アの「もうひとつの社会を構想すること」とはどういうことか。次の中から最も適当なものを選び、番号を書きなさい。

- ① 当事者が自分のニーズを自己決定し、それによってあるべき社会の姿を想定すること
- ② 社会に適応できない人のニーズを想定し、その人たちが生きやすい社会を考えていくこと
- ③ 当事者が、サービス労働者の搾取に基づく単なる「お客様」ではない社会を構築すること
- ④ 当事者がよりよいサービスを与えられるように、サービスを自己決定できるような社会を作っていくこと

問四 傍線部イの「この社会のしくみにうまく適応できないために『問題がある』と考えられ、その処遇を自分以外の人々によって決められてきた人々」を表す言葉を、文中から十五字以内で抜き出しなさい。

問五 傍線部 1 に「障害者運動から生まれた『自立』の概念は、非障害者を標準にできあがった、それまでの『自立』観を、大きく変えた」とあるが、「障害者運動から生まれた『自立』の概念」を「それまでの『自立』観」と対比させながら説明しなさい。

問六 傍線部 2 に「人生のうちで依存する者もおらず、人に依存する必要もない一時期にだけ合わせてつくられた社会のしくみを、根本的に考え直す時機が来ている」とあるが、なぜ根本的に考え直す必要があるのか、説明しなさい。